昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成20年5月10日発行（毎月10日）第523号

中央会わかやま

組合活性化情報

5
2008.5
No.523

- ●地域資源を活用した和歌山県の産業活性化策
- ●労働契約法のポイント
- ●総会終了後の手続
- ●和歌山県100年企業表彰
- ●全国先進組合事例

和歌山県中小企業団体中央会

No.523
2008.5

WAKAYAMA

Contents

今月のトピックス 1
- ～おいしいものを食べさせる企業組合～

ステップアップ講座 2
- 「地域資源を活用した和歌山県の産業活性化策」PART II

平成19年中小企業実態基本調査 5

70歳まで働ける企業創出事業 9

労働契約法のポイント 10

パートタイム労働法改正 13

総会終了後の手続き 14

会員だより 16
- 100年企業表彰
- Uターンフェア

中央会だより 18
- PL保険
- 総会のご案内

全国先進組合事例 19

情報連絡員報告 22

共済制度のご案内 24

今月のトピックス

北野理事長

おいしいものを食べさせる企業組合

和歌山市のオフィス街の一角に、昼は定食をメインとした料理、夜は一品料理等を提供する、その名もずばり「おいしいものを食べさせる企業組合」（店名「どんどん」）があります。

和歌山の飲食業界も例外なく不況に喘ぎ、個人経営の飲食店には厳しい現況が続いています。

そんな中で、新たなビジネス発信の受け皿として企業組合の存在を知り、各人の経験を活かしながら信用力を高め、更に安定した経営を目指そうと集まった4名により企業組合設立の運びとなりました。

北野理事長はじめ、組合員の料理にかける思いは深く、食材の良さとシンプルで味わい深い調理を追求、“おいしいもの”へのこだわりを持ち続けた企業組合がスタートしました。

おいしいものを食べさせる企業組合
和歌山市上野町一丁目１番地
TEL 073-426-0605

ステップアップ講座「地域資源を活用した和歌山県

地域の強みである地域資源を活用した新商品・新役務の開発等を行う中小企業者等に対する支援法である「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援策を受けるために必要な「地域資源活用事業計画」の認定手順等について説明します。

【支援の内容】

同法の認定を受けることにより、試作品開発及びその展示会出展・販路開拓を支援するための「補助金」や、生産・販売のための設備投資に対する「政府系金融機関による低利融資」・「設備投資減税」、その他、信用保証枠の拡大、（独）中小企業基盤整備機構主催の展示会等への優先的出展など各種支援を受けることが可能となります。

事業名	事業主体	種別	支援対象事業	事業対象者	補助率	上限	下限	計画期間
地域資源活用売れる商品づくり支援事業	中小企業庁	補助金	基本構想に掲げる地域資源を活用して新規性の高い新商品開発等に取り組む中小企業等に対し、試作品開発、展示会出展等に係る経費の一部を補助。	商工事業者（中小企業）、企業組合、協業組合、事業協同組合(連合会)、農協（連合会）及び農事組合法人、漁協（連合会)、森林組合（連合会)、商工組合（連合会)、商店街振興組合（連合会)、生活衛生同業組合（連合会)、酒造･酒販組合（連合会･中央会)、鉱工業技術研究組合等	最大2／3	1件当たり30,000千円以内	1,000千円	3年～5年

※補助対象経費のうち、機械器具類等設備投資に係る経費については制限がありますのでご注意願います。

【事業計画認定に係る手続きについて】

1．事前相談

和歌山県の「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（基本構想)」に特定する地域資源を活用して新商品･新役務開発のプランをお持ちの事業者は、最初にその事業内容が同法の内容に合致するものかどうか産業振興課産業ブランド推進室までお問い合わせ下さい。（必要に応じヒアリング等行う場合があります。）

2．支援マネージャーとの打合せ

支援対象となる可能性があると認められた事業計画について、可能な範囲で「地域産業資源計画に係る認定申請書」を作成していただき、「近畿地域支援事務局（(独) 中小機構近畿支部内に設置)」の支援マネージャーと打合せを行っていただきます。計画されている事業の内容や熟度などに応じ、支援マネージャーが事業計画作成のアドバイスをいたします(事業計画の精査の末、認定の要件に合致しないと判断する場合もあります。）

なお、事業計画認定の手続きがスムーズに行えるよう、支援事務局は、近畿経済産業局に事業計画の内容を伝えます。近畿経済産業局は主務省庁担当窓口に意見照会し、その結果を中小企業者等に伝えます。この時点で、事業計画の申請に必要な省庁が特定され、申請書の必要部数も確定します。（活用する地域資源により認定を受ける関係省庁の数が変わります。）

3．申請書の提出

事業計画書が出来上がりましたら、打合せの際に示された必要部数を用意して、和歌山県産業振興課産業ブランド推進室までご提出下さい。（事前に提出日時の予約を入れていただけると幸いです。）事業計画書が提出されると、本県は、当該事業計画が「基本構想」に合致しているかどうかの観点から意見を付し、近畿経済産業局をはじめ、認定に必要な主務省庁に申請書を送付します。なお、必要に応じ、事業計画の策定者

の産業活性化策」ＰＡＲＴⅡ

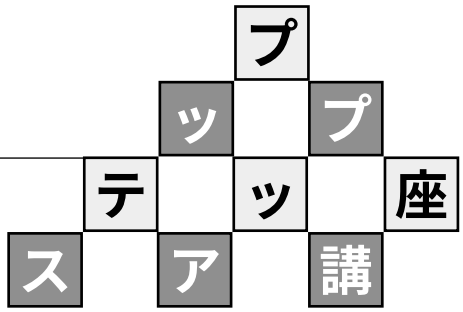

に対して、ヒアリングを実施することがあります。

4．評価委員会での評価と事業計画の認定・不認定

近畿経済産業局に設置する事業計画の「評価委員会」において、当該事業計画が基本方針に定める要件に合致し、事業計画の認定に相応しい計画か否かについて評価します。近畿経済産業局及び認定に必要な主務省庁は、評価委員会での評価を踏まえ、事業計画の「認定」または「不認定」を決定し、申請者に通知します。

5．各種支援措置の申請

事業計画の認定を受けた事業者で、補助金などの支援措置を希望する者は、別途補助金申請等の手続きが必要となります。

6．申請までに要する期間

申請書のブラッシュアップや主務省庁の意見照会には時間が要することがありますので、十分に余裕をもって、近畿地域支援事務局に相談されることをお勧めします。

なお、近畿地域支援事務局が目安としている事前のブラッシュアップ等の期間は3ヶ月間となっております。

7．その他

詳細についてお問い合わせは右記までお願いいたします。

〒640－8585　和歌山市小松原通1－1
産業振興課産業ブランド推進室
電話：073－441－2841　FAX：073－424－1199
E－mail：e0610001@pref.wakayama.lg.jp
ＵＲＬ：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/homepage/index.html
（産業振興課産業ブランド推進室）

※上記ホームページからは和歌山県の基本構想や事業計画認定申請に必要な書類等がダウンロード出来ます。

「中小企業地域資源活用促進法」

平成19年5月11日　法律公布
平成19年6月29日　法律施行
平成19年7月13日　「基本方針」告示

↓

基本方針に基づき、関係6省が各都道府県の「基本構想」を認定　←　和歌山県が原案作成・申請

↓

中小企業等が「基本構想」で特定された地域資源を活用した事業計画（期間：3～5年間）を策定　←　近畿経済産業局等が認定

事業計画を認定された中小企業者等に対する支援措置

【補助金】地域資源活用売れる商品づくり支援補助金
…試作品開発、展示会出展等に係る事業について補助
補助率：最大2／3
補助額：1つの事業計画につき最大3千万円

【減　税】…設備投資減税

【融　資】…政府系金融機関による低利融資

【その他支援】
…信用保証枠の拡大
…投資育成株式会社法に係る特例
…食品流通構造改善促進機構の債務保証等

【中小機構による支援策】
…各地域支援事務局によるアドバイス等
…中小機構 による販路拡大支援
（中小機構主催の展示会等への優先出展等）

上記の支援策を受けるためには「地域資源活用事業計画」の認定が必要となります。

参考

事業計画の認定なしに受けることが出来る支援

◇ 地域資源活用販路開拓等支援事業
◇ 地域資源活用型研究開発事業
◇ ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業
◇ 地域資源活用企業化コーディネート活動支援事業（中小機構）

これらの施策については、都道府県の基本構想で指定されていない地域資源を活用した事業も支援を受けることができます。

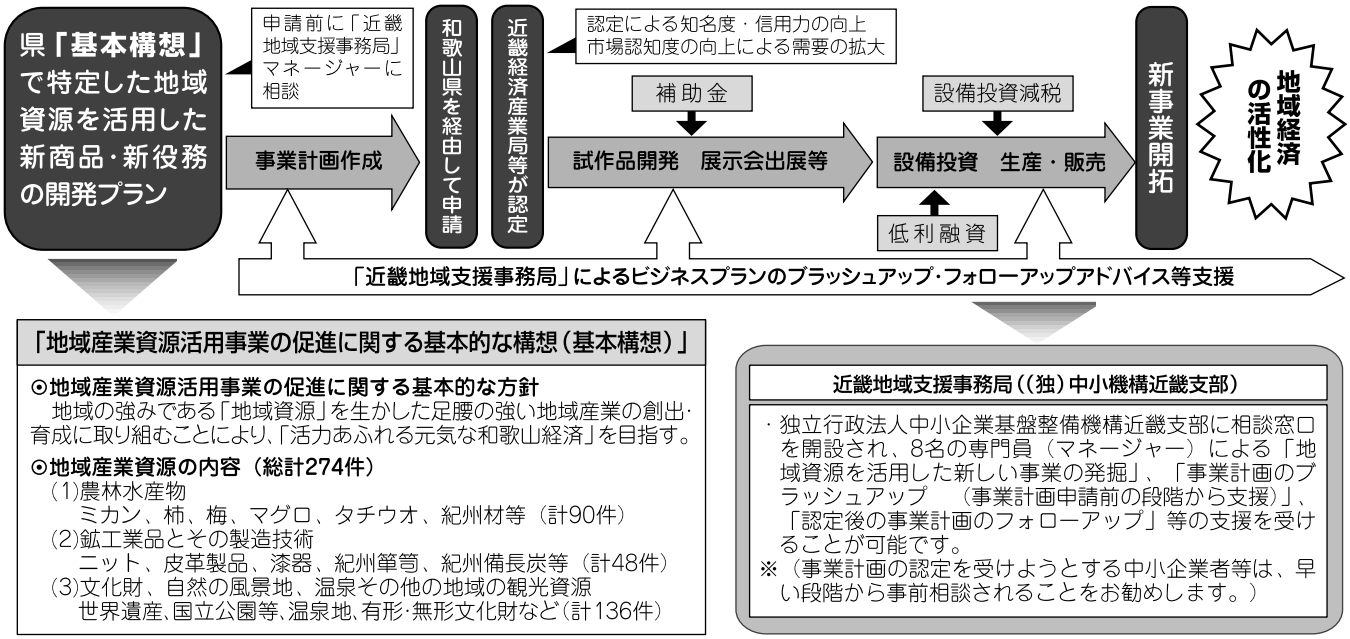

「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（基本構想）」

⊙地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な方針

地域の強みである「地域資源」を生かした足腰の強い地域産業の創出・育成に取り組むことにより、「活力あふれる元気な和歌山経済」を目指す。

⊙地域産業資源の内容（総計274件）

（1）農林水産物
ミカン、柿、梅、マグロ、タチウオ、紀州材等（計90件）

（2）鉱工業品とその製造技術
ニット、皮革製品、漆器、紀州箪笥、紀州備長炭等（計48件）

（3）文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源
世界遺産、国立公園等、温泉地、有形・無形文化財など（計136件）

近畿地域支援事務局（（独）中小機構近畿支部）

・独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部に相談窓口を開設され、8名の専門員（マネージャー）による「地域資源を活用した新しい事業の発掘」、「事業計画のブラッシュアップ　（事業計画申請前の段階から支援）」、「認定後の事業計画のフォローアップ」等の支援を受けることが可能です。

※（事業計画の認定を受けようとする中小企業者等は、早い段階から事前相談されることをお勧めします。）

公共交通の利用促進に積極的に取り組んでいる県内の企業や団体を募集します。

① 募集期間　平成20年5月1日～8月8日

② 認定要件　「マイカー通勤している従業者のうち、10％以上かつ10人以上の方が募集期間内（5/1～8/8）に公共交通の利用を伴う通勤に変更したこと」等

③ 認定されると
- 認定証の交付
- 副賞として、5万円相当の「鉄道又はバス乗車カード」等を進呈
- 県ホームページ等で企業・団体名を公表

④ 申し込み　所定の申請書に公共交通の利用を伴う通勤に変更した従業者の定期券の写しを添えて、8月8日までに県庁総合交通政策課へ提出してください。

詳しくは県ホームページ（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/nintei/boshuu.html）をご覧いただくか、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

⑤ 問い合わせ先　県庁総合交通政策課　木戸上、新谷
TEL：073－441－2353　　e-mail：e0205001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨制度説明会の開催について（ご案内）

和歌山県では本年度、和歌山県産品（加工食品、伝統的工芸品、産業製品、農産物、畜産物、特用林産物等）について、安心・安全を基本に、幅広い分野で優れたものを「和歌山らしさ」・「和歌山ならでは」の視点で選定・推奨する「和歌山県優良県産品推奨制度」（愛称：「プレミア和歌山」）を制定しました。

当制度の概要と、プレミア和歌山推奨品選定のための各事業者からの申請手続きについて説明会を開催いたしますのでご案内します。

「プレミア和歌山」申請期日については6月～7月頃を予定しております。また事前の説明会は今回のみ開催の予定です。

有田振興局管内……5月15日（木）13：30～16：30　有田総合庁舎3階大会議室（有田郡湯浅町湯浅2355－1）
和歌山市内……5月19日（月）　9：30～12：30　和歌山県自治会館2階大会議室（和歌山市茶屋ノ丁2－1）
海草振興局管内……5月19日（月）13：30～16：30　和歌山県自治会館2階大会議室（和歌山市茶屋ノ丁2－1）
那賀振興局管内……5月20日（火）13：30～16：30　岩出市総合保健福祉センター3階視聴覚室（岩出市金池92）

プレミア和歌山●和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 産業振興課 産業ブランド推進室（担当：江川、倉橋、大谷）
住所●〒640－8585　和歌山市小松原通1－1　**電話**●073－441－2841（直通）　**FAX**●073－424－1199
e-mail●kurahashi_a0002@pref.wakayama.lg.jp

施策情報

平成19年中小企業実態基本調査速報（要旨）

業種横断的な中小企業の実態調査を実施

1企業当たりの売上高は、法人企業では若干の増加、個人企業では若干の減少

Ⅰ 速報のポイント

＜調査の特徴＞

・本調査は、中小企業の財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するための業種横断的な実態調査。
・調査の範囲は、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店・宿泊業及びサービス業の合計9業種に属する中小企業（中小企業全体の92.2%）。
・調査方法は、平成16年事業所・企業統計調査結果を母集団として、中小企業（調査対象業種）から約10万社を無作為抽出する標本調査。
・本報告書（速報）は、有効回答50,309社（有効回答率47.3%）を基に推計。

＜速報のポイント＞

・対象の中小企業全体では、企業数の減少を反映して、従業者数、売上高、経常利益のいずれも前年比で減少。1企業当たりでみると、従業者数は横ばい、売上高は増加し、経常利益は若干の減少。なお、法人企業では、1企業当たりの従業者数、売上高、経常利益がいずれも増加。
・従業者数のうち、非正規雇用が占める割合は3割程度。1企業当たりの従業者数をみると、法人企業では正社員が増加し、非正規雇用者が減少。
・1企業当たりの売上高は、法人企業では若干の増加、個人企業では若干の減少。
・売上高経常利益率は、法人企業、個人企業のいずれも前年より若干の低下。
・自己資本比率は25.9%、従業者規模5人以下の企業が特に低い。
・メインバンクは、法人企業では地銀・第二地銀（41.4%）が、個人企業では信用金庫・信用組合（34.4%）が最も多く、前年と同様。

Ⅱ 調査の概要

1.調査の目的

中小企業実態基本調査は、中小企業基本法第10条の規定に基づき、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握し、中小企業に関する基礎資料を提供することを目的に平成16年から実施した新たな統計調査であり、今回で4回目の実施。

本調査は、統計報告調整法に基づく承認統計調査として、今後も毎年実施する予定。

2.調査期日及び調査時点

平成19年9月1日調査、平成18年度決算に基づく実績報告。

3.調査の特徴

・中小企業を産業中分類別、従業者規模別に集計している唯一の統計。
　　区分：産業中分類　64区分、従業者規模　5区分
・主な調査項目は、売上高等の財務情報、従業者数、取引金融機関、設備投資等。
・財務情報等の上記以外にも施策立案に資すると思われる項目についても調査。
　　「株式会社の株式譲渡制限の有無」、「従業員教育費」、「委託・受託の状況」、「少額減価償却資産の取得金額の損金算入」等
・推計方法は、企業数を事業所・企業統計調査（平成16年、18年（速報））から推計。
・本調査は、調査の標本設計段階から、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等に至るまですべてを民間に委託し実施。

4.調査企業数及び回答数

今回の調査は、回答率52.5%（有効回答率47.3%）で、中小企業を対象とする郵送調査としては高い回答率。

従業者規模	標本数	回答数	回答率（%）	有効回答数	有効回答率（%）
合計	106,402	55,896	52.5%	50,309	47.3%
法人企業	83,115	43,187	52.0%	40,415	48.6%
5人以下	43,540	21,819	50.1%	20,147	46.3%
6～20人	22,858	12,391	54.2%	11,746	51.4%
21～50人	7,869	4,368	55.5%	4,209	53.5%
51人以上	8,848	4,609	52.1%	4,313	48.7%
個人企業	23,287	12,709	54.6%	9,894	42.5%

III 平成19年調査の概況

1．主要項目の調査結果

対象の中小企業全体では、企業数の減少を反映して、従業者数、売上高、経常利益のいずれも前年調査に比べて減少。特に、個人企業においては、経常利益の減少幅が大きい。

1企業当たりでみると、従業者数は横ばい、売上高は増加し、経常利益は若干の減少となっている。

なお、法人企業では、１企業当たりの従業者数、売上高、経常利益がいずれも増加している一方、個人企業では、いずれも減少。

主要項目の調査結果

	平成18年調査	平成19年調査	前年比(%)	1企業当たり 平成18年調査	1企業当たり 平成19年調査	1企業当たり 前年比(%)
従業者数（人）	29,915,173	27,538,736	▲7.9	8.0	8.0	0.0
法人企業	23,457,167	21,611,132	▲7.9	16.9	17.0	0.6
個人企業	6,458,006	5,927,604	▲8.2	2.8	2.8	▲0.6
売上高（百万円）	519,251,088	497,019,435	▲4.3	139.661	145.190	4.0
法人企業	479,494,290	461,612,488	▲3.7	345.073	362.655	5.1
個人企業	39,756,799	35,406,947	▲10.9	17.075	16.466	▲3.6
経常利益（百万円）	18,290,499	16,601,021	▲9.2	4.920	4.850	▲1.4
法人企業	12,114,943	11,494,806	▲5.1	8.719	9.031	3.6
個人企業（注1）	6,175,557	5,106,216	▲17.3	2.652	2.375	▲10.5

（注1）
個人企業における「経常利益」は、事業主の所得に事業専従者（家族従業員）の給与等を加えたものである。

（注2）
平成16年事業所･企業統計調査の本調査の対象とする企業数（3,988,318）と、平成18年事業所･企業統計調査（速報）の当該対象とする企業数（3,569,677）をもとに、この間の産業中分類･従業者規模別の開業、廃業、規模移動を考慮して、平成19年9月時点の当該対象とする中小企業数（3,423,231）を推計している。

2．従業者数

法人企業、個人企業のいずれも非正規雇用者が従業者全体に占める比率は、それぞれ3割程度。

法人企業、個人企業のいずれも正社員、非正規雇用者が前年調査に比べて減少。

1企業当たりの従業者数をみると、法人企業では正社員が増加し、非正規雇用者が減少している一方、個人企業では、正社員が減少し、非正規雇用者が若干増加。

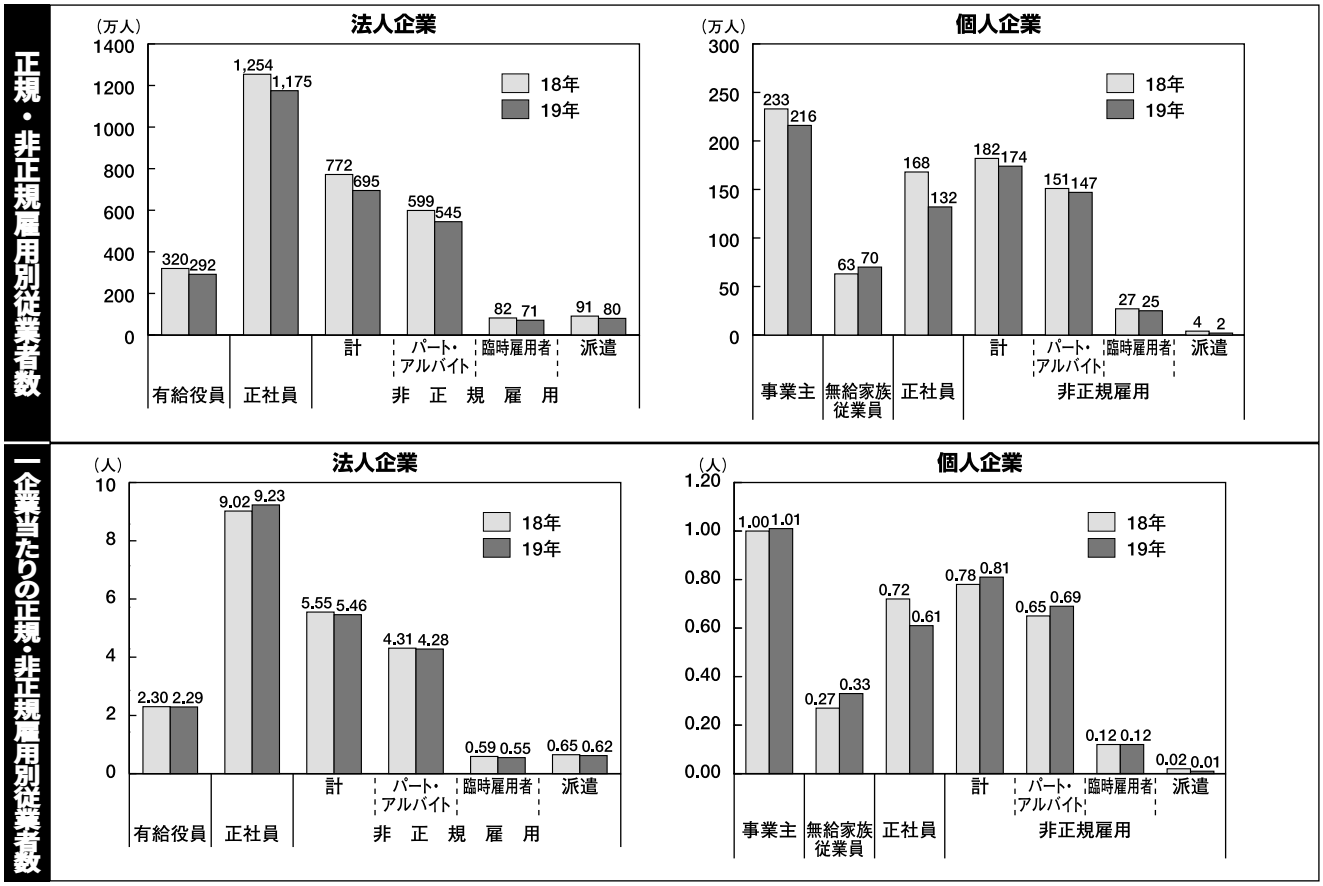

3．売上高と売上高経常利益率

前年調査と比べた1企業当たりの売上高の変化をみると、法人企業では若干の増加、個人企業では若干の減少。売上高経常利益率は、法人企業、個人企業のいずれも若干の低下。

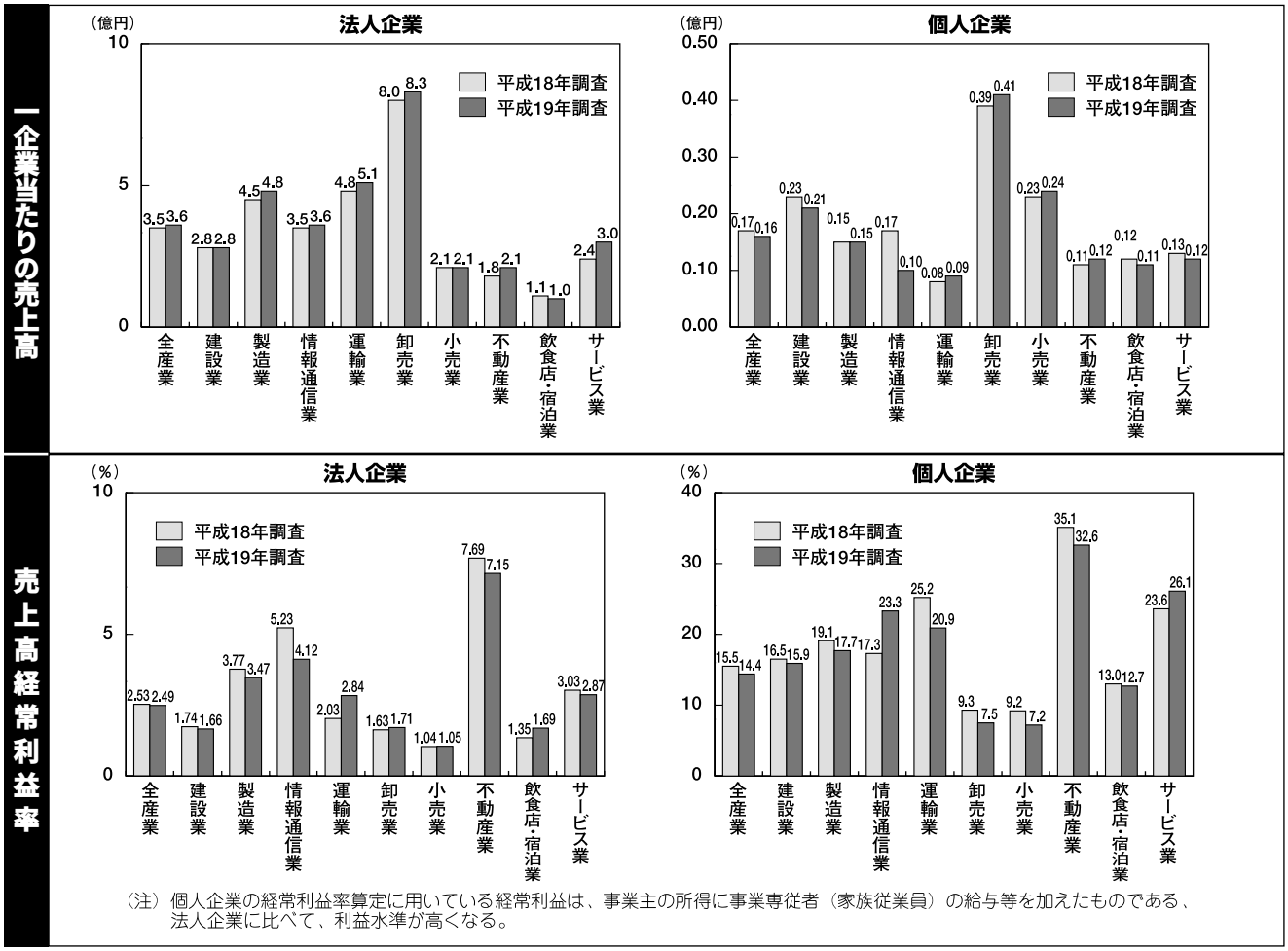

（注）個人企業の経常利益率算定に用いている経常利益は、事業主の所得に事業専従者（家族従業員）の給与等を加えたものである、法人企業に比べて、利益水準が高くなる。

4.自己資本比率（法人企業のみ）

自己資本比率は25.9%であり、従業者規模別にみると、5人以下の企業の自己資本比率が特に低く、6人以上の企業では規模が大きくなるほど自己資本比率が緩やかに上昇。この傾向は、前年と同様の傾向。

自己資本比率が高い業種は、情報通信業、製造業などであるが、情報通信業の自己資本比率が前年調査に比べて低下する一方で、製造業は上昇。

自己資本比率

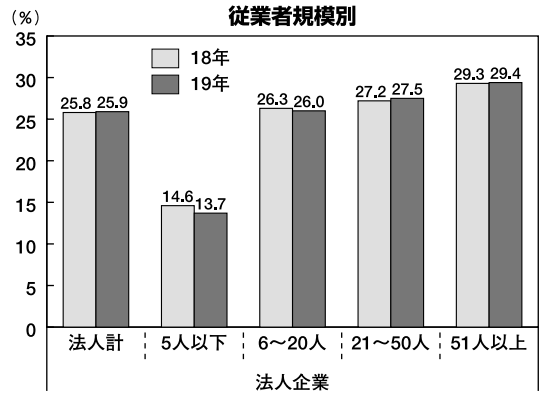

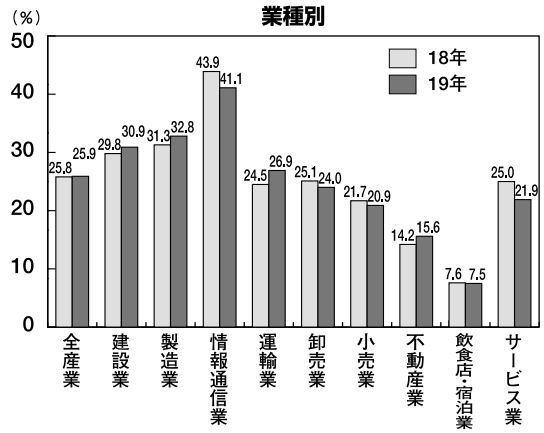

5．取引金融機関

メインバンクは、法人企業では地銀・第二地銀（41.4%）が、個人企業では信用金庫・信用組合（34.4%）が最も多く、前年調査と同様。

法人企業では、従業者規模が大きくなるに従って都市銀行・信託銀行等をメインバンクとする割合が高くなる傾向にあり、個人企業ではメインバンクがない企業の割合も高く（19.5%）、前年調査と同様。

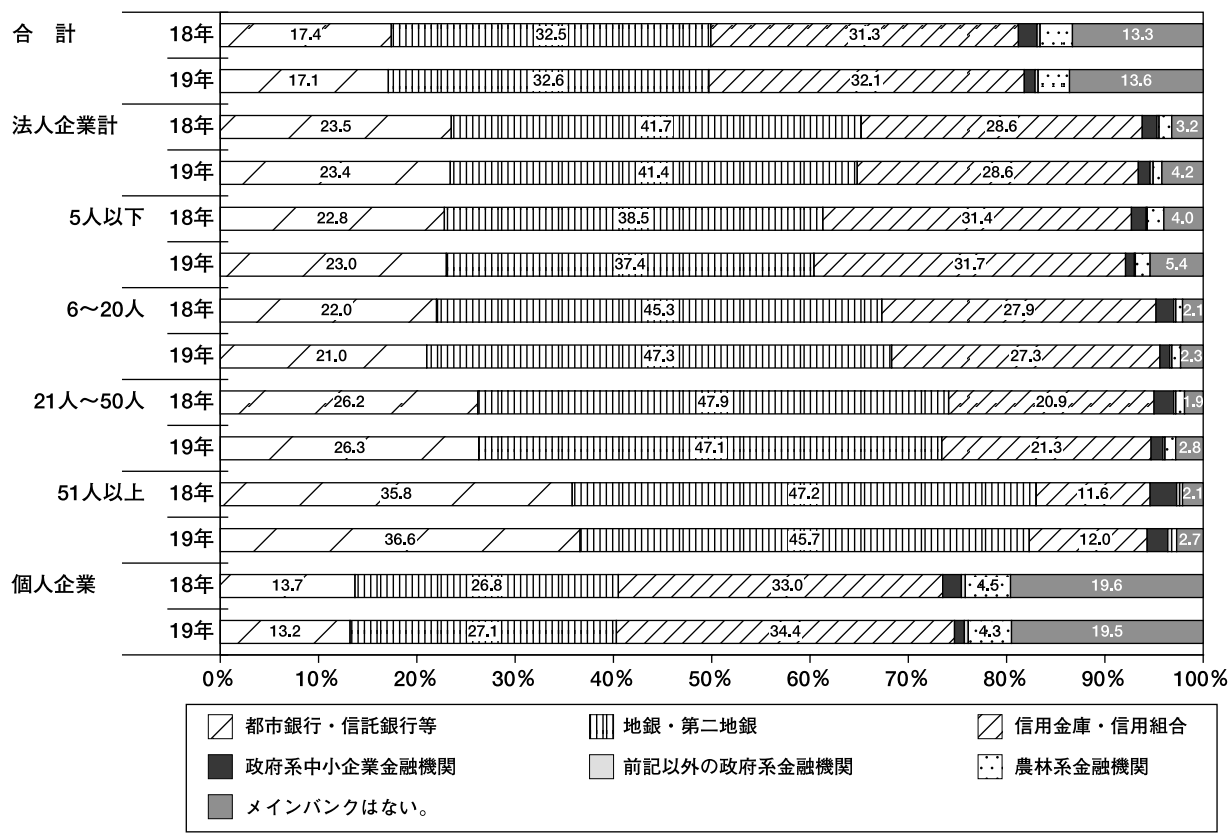

（注）調査対象企業自らが、メインバンクと認識する金融機関を「メインバンク」としている。

70歳まで働ける企業創出事業

70歳まで働ける私も企業もいきいき元気

高年齢者の安定した雇用の確保義務

ご存知ですか？

- 健康寿命が男女とも70歳超える
- 4年後の2012年には団塊世代が65歳に到達
- 国民全体の7割前後が「高齢者」を「70歳以上」と認識している

和歌山県中小企業団体中央会では

70歳まで働ける企業づくりを目指します。

労働契約法のポイント

…… 労働契約法が平成20年3月1日から施行されました。 ……

就業形態が多様化し、労働者の労働条件が個別に決定・変更されるようになり、個別労働紛争が増えています。この紛争の解決の手段としては、裁判制度のほかに、平成13年から個別労働紛争解決制度が、平成18年から労働審判制度が施行されるなど、手続面での整備はすすんできました。しかし、このような紛争を解決するための労働契約についての民事的なルールをまとめた法律はありませんでした。

このような中で、昨年12月に「労働契約法」が制定され、労働契約についての基本的なルールがわかりやすい形で明らかにされました。労働契約法は、本年3月1日から施行されました。

これにより、紛争が防止され、労働者の保護を図りながら、個別の労働関係が安定することが期待されます。

使用者と労働者の皆さまへ

労働関係の主な場面ごとに、労働契約について特に気をつけることを労働契約法の条文に沿って、紹介しています。

労働契約法の趣旨や内容を踏まえ、使用者と労働者の皆さまでよく話し合っていただき、お互いの十分な理解と協力の下に、安心・納得して働けるようにしましょう。

check!

労働契約法における「労働者」とは・・・

- **使用者の指揮・命令のもとに働き、その報酬として賃金を受けている場合には、「労働者」として労働契約法の対象になります。（第2条第1項）**
  - **➜「請負」や「委任」という形式をとっていても、実態として、使用者の指揮・命令のもとに働き、その報酬として賃金を受けていれば、「労働者」になります。**

…… 労働契約の基本ルール ……

- 労働契約の締結や変更に当たっては、労使の対等の立場における合意によるのが原則です。（第3条第1項）
- 労働者と使用者は、労働契約の締結や変更に当たっては、均衡を考慮することが重要です。（第3条第2項）
- 労働者と使用者は、労働契約の締結や変更に当たっては、仕事と生活の調和に配慮することが重要です。（第3条第3項）
- 労働者と使用者は、信義に従い誠実に行動しなければならず、権利を濫用してはなりません。（第3条第4項・第5項）

労働契約は、使用者と労働者がお互いに守らなければならないものです。あとでトラブルになったりしないように、契約の内容をハッキリさせておくことが大切です。

- 使用者は、労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにしましょう。（第4条第1項）
  - ➜例えば、労働者に労働条件をきちんと説明することなどが考えられます。
- 労働者と使用者は、労働契約の内容（有期労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面で確認しましょう。（第4条第2項）
  - ➜例えば、労使で話し合った上で、労働条件を記載した書面を労働者に交付することなどが考えられます。
  - ➜有期労働契約の場合には、契約期間が終わったときに契約が更新されるかどうかや、どのような場合に契約が更新されるのかなど、契約の更新についてもハッキリさせておきましょう。

※このほか、有期労働契約については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」において、使用者は
① 契約期間満了後の更新の有無等を明示
② 3回以上更新された契約や1年を超えて継続勤務している労働者の契約を更新しない場合、契約期間満了の30日前までに雇止めを予告
③ 労働者の求めに応じ、雇止めの理由を明示
④ 契約更新の場合、契約期間をできる限り長くするよう配慮することとされています。

- 使用者は、労働者の生命や身体などの安全が確保されるように配慮しましょう。（第5条）

労働契約を結ぶ場合には・・・

労働者と使用者が合意すれば、労働契約は成立します。
事業場に就業規則がある場合で、就業規則で定める労働条件が労働者の労働条件になる場合は、次のような場合です。

- 労働者と使用者が、「労働すること」「賃金を支払うこと」について合意すると、労働契約が成立します。（第6条）

― 事業場に就業規則（労働条件などを定めた規則）がある場合には、次のようになります。――――――――――

- 労働者と使用者が労働契約を結ぶ場合に、使用者が
  ①合理的な内容の就業規則を
  ②労働者に周知させていた（労働者がいつでも見られる状態にしていた）場合には、就業規則で定める労働条件が、労働者の労働条件になります。（第7条本文）
  ➜使用者が就業規則を机の中にしまっていて、労働者が見たくても見られない場合などは、労働者に周知されていませんので、その就業規則は労働者の労働条件にはなりません。
- 労働者と使用者が、就業規則とは違う内容の労働条件を個別に合意していた場合には、その合意していた内容が、労働者の労働条件になります。（第7条ただし書）
  ➜事業場に就業規則がある場合でも、労働者のそれぞれの事情に合わせて、労働条件を柔軟に決めることができます。
- 労働者と使用者が個別に合意していた労働条件が、就業規則を下回っている場合には、労働者の労働条件は、就業規則の内容まで引き上がります。（第12条）
- 法令や労働協約に反する就業規則は、労働者の労働条件にはなりません。（第13条）

労働契約を変える場合には・・・

労働者が働いていく中では、賃金や労働時間などの労働条件が変わることも少なくありません。労働条件の変更をめぐってトラブルにならないように、使用者と労働者で十分に話し合うことが大切です。

- 労働者と使用者が合意すれば、労働契約を変更できます。（第8条）

― 事業場に就業規則（労働条件などを定めた規則）がある場合には、次のようになります。――――――――――

- 使用者が一方的に就業規則を変更しても、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。（第9条）
- 使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。（第10条）
  ①その変更が、以下の事情などに照らして合理的であること。
  ・労働者の受ける不利益の程度
  ・労働条件の変更の必要性
  ・変更後の就業規則の内容の相当性
  ・労働組合等との交渉の状況
  ②労働者に変更後の就業規則を周知させること。

check!

就業規則の変更については、裁判で次のような考え方が示されています。

- 新たな就業規則の作成又は変更によって、既得の権利を奪い、労働者に不利益な労働条件を一方的に課すことは、原則として許されないが、当該規則条項が合理的なものである限り、個々の労働者においてこれに同意しないことを理由として、その適用を拒否することは許されない。（秋北バス事件最高裁判決）
- 賃金のような重要な労働条件の変更について、高度の必要性に基づいた合理的な内容のものである場合には、その効力を生ずる。（大曲市農業協同組合事件最高裁判決）
- 定年を延長する代わりに給与が減額された場合において、その合理性の有無の判断に当たっては、①就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度、②使用者側の変更の必要性の内容・程度、③変更後の就業規則の内容自体の相当性、④代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、⑤労働組合等との交渉の経緯、⑥他の労働組合又は他の従業員の対応、⑦同種事項に関する我が国社会における一般的状況等を総合考慮して判断すべきである。（第四銀行事件最高裁判決）
- 賃金体系の変更により大幅な不利益を生じさせる場合には、一方的に不利益を受ける労働者について不利益性を緩和するなどの経過措置を設けることによる適切な救済を併せ図るべきであり、それがないままに一部の労働者に大きな不利益のみを受忍させることには、相当性がないものというほかはない。
  一部の労働者が被る不利益性の程度や内容を勘案すると、賃金面における変更の合理性を判断する際に労働組合の同意を大きな考慮要素と評価することは相当ではないというべきである。（みちのく銀行事件最高裁判決）

― 事業場に就業規則がある場合には、労働者の労働条件は、次のように決まります ―――――――――――――

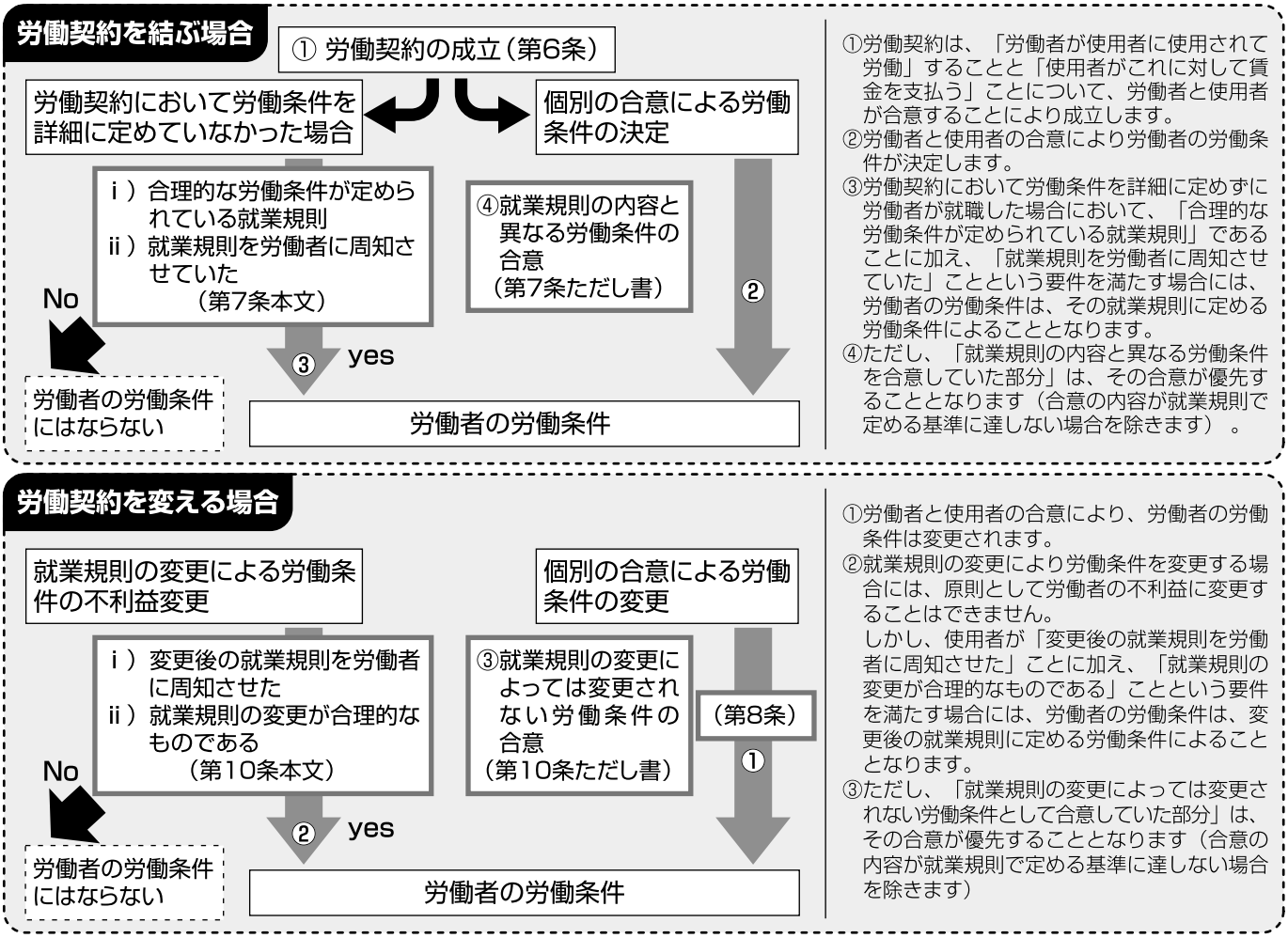

・・・・・・・・・・・・・・・・ 労働契約を終了する場合などには・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・

出向、懲戒や解雇については、労働者に与える影響が大きいことからトラブルになることが少なくありませんので、紛争とならないように気をつけましょう。

- 権利濫用と認められる出向命令は、無効となります。（第14条）
  - ➜出向命令が権利濫用に当たるかどうかは、その出向が必要であるか、対象労働者の選定が適切であるかなどの事情を総合的に考慮して判断されます。
- 権利濫用と認められる懲戒は、無効となります。（第15条）
  - ➜懲戒が権利濫用に当たるかどうかは、懲戒の原因となる労働者の行為の性質や態様などの事情を総合的に考慮して判断されます。
- 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用したものとして無効となります。（第16条）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 有期労働契約を結ぶ場合には・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

例えば、1年の契約期間を定めたパートタイム労働者など有期労働契約を結ぶ場合には、契約の終了場面における紛争が見られることから、あとでトラブルになったりしないように、次のことに気をつけましょう。

- 使用者は、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまで、労働者を解雇することができません。（第17条第1項）
- 使用者は、有期労働契約によって労働者を雇い入れる目的に照らして、契約期間を必要以上に細切れにしないよう配慮しなければなりません。（第17条第2項）

厚生労働省　厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）でも最新情報を提供しています。

パートタイム労働法改正のポイント

文書等による労働条件の明示を義務化

パート労働者がその能力を一層発揮できる雇用環境を整備することを目的にパートタイム労働法が改正され、4月1日より施行されました。
今回の改正により、パート労働者と通常の労働者との均衡の取れた待遇とするための措置等が事業主に求められることになります。

パート労働者の定義

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の週所定労働時間に比べて短い労働者のこと。
尚、「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」、「臨時社員」、「準社員」等、呼び名は異なっても、この条件にあてはまる労働者であれば「パートタイム労働者」として、同法の適用対象者となる。

一定の労働条件についての明示を義務化

既に、労働基準法により、労働条件の明示が文書の交付等によって義務付けられている事項に加え、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」について、文書の交付等による明示が義務付けられた。（違反の場合、10万円以下の過料）
尚、「文書の交付等」は、電子メールやFAXの送付を含む。

待遇の決定に当って考慮した事項の説明を義務化

雇い入れ後、パート労働者から求められたときに、待遇を決定するに当って考慮した事項を説明することを義務化。
〈説明義務が課せられる事項〉 ①労働条件の文書交付等　②就業規則の作成手続　③待遇の差別的取扱い禁止
④賃金の決定方法　⑤教育訓練　⑥福利厚生施設
⑦正社員への転換を推進するための措置

正社員と同視すべきパート労働者の待遇を差別的に取り扱うことを禁止

正社員と**職務**（仕事の内容や責任）が同じで、**人材活用の仕組み**（人事異動の有無や範囲）が、全雇用期間を通じて同一（※1）であり、かつ、**契約期間**が実質的に無期契約となっているパート労働者については、全ての待遇において、パート労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止される。

※1…パート労働者の職務が正社員と同一になってから、雇用関係が終了するまでの間の人事異動の有無や範囲が、事業所の慣行等から判断して同一と見込まれること。

賃金

（1）パート労働者の賃金を決定する際には、正社員との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案する（※2）ことが努力義務化される。

※2…例：パート労働者の賃金を事業主の主観やパート労働者であるという理由で一律に決定するのではなく、職務の内容や経験に応じて賃金を決定すること。

（2）正社員と職務と一定期間の人材活用の仕組みが同じ場合は、賃金を正社員と同一の方法で決定する（※3）ことが努力義務化される。

※3…例：正社員と同じ賃金表を適用する、正社員が職能給であればパート労働者にも職能給を適用するなど。

尚、（1）、（2）の賃金とは、基本給、賞与、役付手当等を含む。

教育訓練

（1）正社員との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等に応じてパート労働者の教育訓練を行うことが努力義務化される。
（2）正社員と職務が同じ場合は、正社員に行う職務の遂行に必要な教育訓練について、既に必要な能力を有している場合を除き、職務が同じパート労働者にも行うことが義務化される。

福利厚生施設

健康を保って働くための施設や業務を円滑に遂行するための福利厚生施設について、パート労働者に利用の機会を提供するよう配慮することが義務化される。
〈対象となる施設〉…… 給食施設、休憩室、更衣室
尚、これ以外の施設についても、事業主は、パート労働者の就業の実態や通常の労働者との均衡等を考慮した取り扱いをするように努めるものとする。

正社員への転換

パート労働者から正社員への転換を推進するための措置を講じることが義務化される。
〈講じる措置の例〉 ①正社員を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパート労働者に周知する。
②正社員のポストを社内公募する場合、既に雇っているパート労働者にも応募する機会を与える。
③パート労働者が正社員へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。

苦情処理・紛争解決援助

（1）事業主がパート労働者から苦情の申し出を受けたときは、事業所内の苦情処理制度や短時間雇用管理者（※4）等を活用するなどして、自主的な解決を図ることが努力義務化される。

※4パートタイム労働法では、常時10人以上のパートタイム労働者を雇用する事業所ごとに、パートタイム労働者の雇用管理改善などを担当する「短時間雇用管理者」を選任するよう努めることとされています。

（2）紛争解決援助のため、都道府県労働局長の助言、指導、勧告、均衡待遇調停会議の調停が設けられる。
〈対象となる苦情・紛争〉 ①労働条件の文書交付等　②待遇に関する説明　③待遇の差別的取扱い禁止
④職務遂行に必要な教育訓練　⑤福利厚生施設　⑥正社員への転換を推進するための措置

パートタイム労働法に関するお問い合わせは、和歌山県労働局雇用均等室へ　073-421-6157
厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp

総会終了後の手続きについて

組合には法律により認可を受けたり、届出を要する事項が定められています。
定款の変更などは認可が必要で、役員の変更や決算関係書類などは届出が必要です。

●○●○● 議事録の作成 ●○●○●

総会の議事録の作成は理事がすることになっています。議事録に記載すべき事項として

1 総会の種類
2 招集年月日
3 開催の日時及び場所
4 組合員の総数
5 出席組合員数
6 出席者中、書面又は代理議決によった組合員数
7 出席した理事の氏名
8 出席した監事の氏名
9 議長の氏名
10 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
11 成立の報告
12 議長選任の経過
13 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
14 議事の終了の宣言

●○●○● 決算関係書類の提出 ●○●○●

決算関係書類の提出は通常総会において承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出することが義務づけられています。

添付書類としては

1 事業報告書
2 財産目録
3 貸借対照表
4 損益計算書
5 剰余金の処分または損失の処理を記載した書面
6 総会または総代会の議事録

が必要です。

●○●○● 役員変更の届出 ●○●○●

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の氏名または住所の変更があった場合、役員の改選または補充があった場合など役員に関する一切の変更をいいます。

添付書類としては

1 変更した事項を記載した書面
2 変更年月日及び理由を記載した書面
3 役員変更が役員の選挙または選任によった場合には、総会または総代会の議事録と理事会の議事録

●○●○● 定款の変更 ●○●○●

定款の変更は総会において特別議決を必要とする事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。定款変更は大別して、①一般的事項の変更、②事業計画・収支予算に係る変更、③出資1口の金額の減少に係る変更に分けることができます。なお、認可されてから登記を要する事項については、登記が完了して効力が生ずることから考えて、変更決議をした総会又は総代会の後、速やかに認可申請をしなければなりません。

添付書類としては

(1) 一般的事項の変更
1 変更理由書
2 変更しようとする箇所を記載した書面
3 定款変更を議決した総会又は総代会の議事録

(2) 事業計画・収支予算に係る変更
(1)の添付書類以外に

1 定款変更後の事業計画書
2 定款変更後の収支予算書が必要となります。

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更
(1)の添付書類以外に
1 財産目録
2 貸借対照表
3 債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面
などが必要となります。

•○•○• 変 更 登 記 •○•○•

代表理事に変更があった場合は就任した日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

任期満了の改選で、代表理事が再任されても変更登記は必要になります。

代表理事変更登記以外で組合の実務上頻度の高いと思われる変更登記は、主たる事務所移転登記、出資の総口数及び払込済み出資総額の変更登記、事業変更登記などがあります。

登記期間は登記すべき事実の発生後一定の期間内に申請すべきと定められています。登記すべき事項につき行政庁の認可を要するときは、認可書の到達した年月日から起算することとなります。添付書類は登記内容によって違いますし、登記期間についても従たる事務所の所在地でする場合では違いがあります。

届出・申請について商工組合、協業組合の場合は様式が異なる場合もあります。添付書類など詳細については中央会までお問い合わせ下さい。

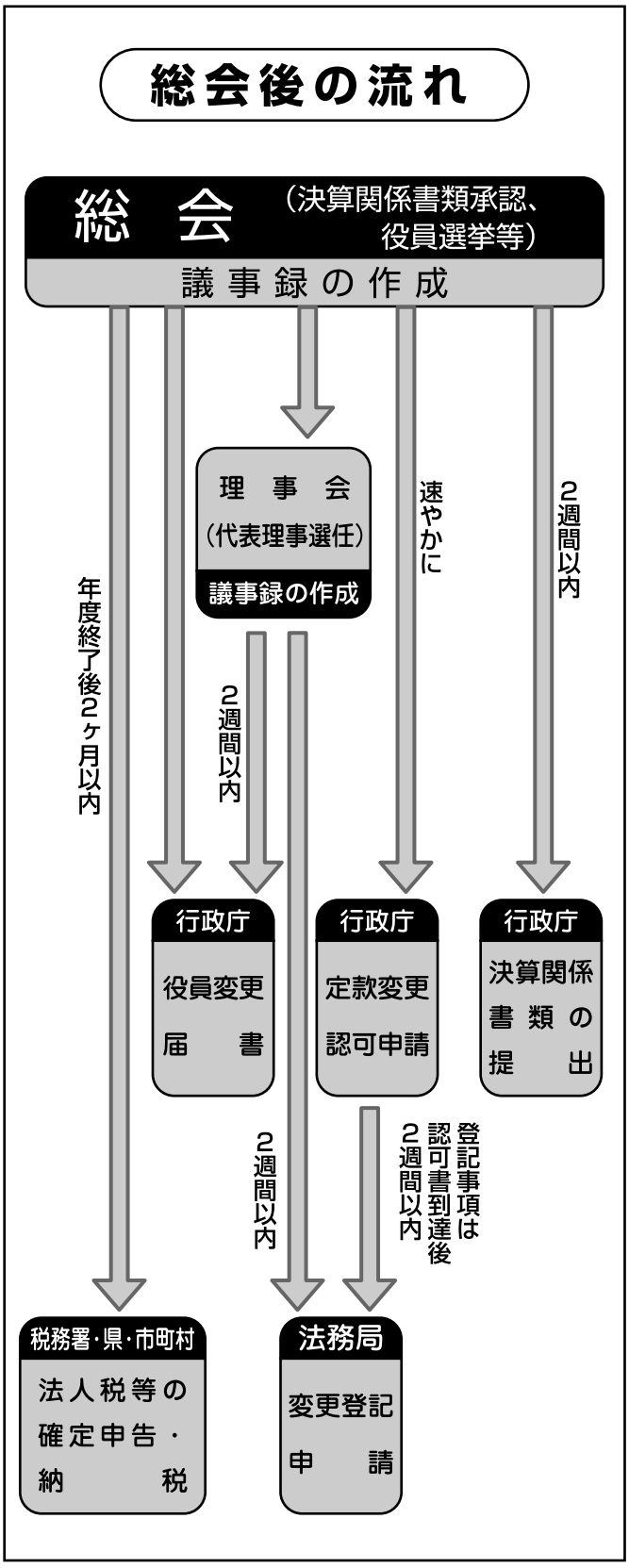

会員だより

和歌山県100年企業表彰

3月26日（水）アバローム紀の国において「和歌山県100年企業表彰」の表彰式が開催されました。

時代の変遷の中にあって、県内で100年以上にわたり伝統技術や事業を守り、継承することによって和歌山県の経済発展に貢献し、他の企業の規範となってきた「長寿企業」を表彰するもので、37社が晴れの表彰式に臨みました。

創業1461年という企業にはじまり、いずれも和歌山の経済・文化の担い手として綿々と歴史を紡いできた企業が集結しました。

「今日の100年にまた新しい歴史をそれぞれ加えていただくと共に、次の100年世代がこの外側から育ち、企業王国和歌山を形成していくことを祈念する大切な1日となりました。」と仁坂和歌山県知事が挨拶。

次代を担う企業の発展と和歌山の未来に向け、新たな「長寿企業」が育っていくことを予感させる表彰式となりました。

（五十音順）

受彰企業				
	㈱東農園	㈲粉吉	㈱はし長	㈱山本種苗園
	㈱大山	香梅堂	㈱花畑	㈱湯川鋳造所
	㈱オカヘイ本店	㈱酒直	㈱花安	㈱湯崎館
	尾﨑酒造㈱	㈱シマムラ	㈱はやし	ライオンケミカル㈱
	㈱小原久吉商店	㈱駿河屋	富士化学工業㈱	ワイ・エス・ケー㈱
	㈱角長	㈱世界一統	㈱ホテル大阪屋	㈱和歌山水了軒
	㈱金谷伊兵衛商店	㈱高橋組	㈱前福	和歌山染工㈱
	㈱亀井商店	中田食品㈱	丸新本家	
	㈱川湯観光　富士屋	㈱野半の里	㈱三前商店	
	㈱玉林園	㈱則種海産	㈱山長商店	

過去最多の企業74社が集結!!

きのくに人材Uターンフェア

四月一四日（月）、ホテルグランヴィア和歌山にて、第二八回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

このUターンフェアは、県内企業へのUターン就職を希望する来春卒業予定の大学生、短大生、高専・専修学校生を対象とするもので、昨年は三四名の採用内定がありました。今年は過去最多の出展企業七四社（新規七社）、募集人員七七二名のところ、二三六名（男子一〇八名、女子一二八名）の参加者がありました。

「接客販売・サービス系での就職を希望しています。今回初めて参加したのですが、今まで四社の説明を聞いて、非常に興味が湧き、働きたい企業があったので、是非就職を決めたいです。」（大阪府下の専門学校に通う女子学生）

参加者は例年に比べて少なかったものの、会場内の各企業ブースでは、企業と学生による熱心な説明や質問がなされ、新しい事にチャレンジしていこうとする学生の意気込みが感じられるフェアとなりました。

次回のきのくに人材Uターンフェアは八月一三日（水）開催予定となっています。

中央会だより

第53回通常総会開催のご案内

日　時　平成20年5月30日（金）
午後4時～

場　所　「ホテルグランヴィア和歌山」
6階　メゾングランの間
和歌山市友田町5丁目18番地
電話　073（425）3333

『もしも』のPL事故に備える保険

中小企業 PL 保険制度

中小企業のための専用商品設計による割安な保険料

全国中小企業団体中央会及び本中央会では、傘下会員団体所属企業の皆様へのサービス強化を目的に、標記PL保険制度を運営しています。

本制度は、加入した中小企業者の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に、保険金をお支払いするものです。また、改正消費生活用製品安全法に対応した**「リコール費用担保特約」**を設け、更に充実した内容としております。

新規・更改
振込期間…2008年4月1日～5月31日
加入期間…2008年7月1日　午後4時～
2009年7月1日　午後4時

中途加入
振込期間…毎月1日～末日（6月以降）
加入期間…振込月の翌々月1日 午前0時～
2009年7月1日 午後4時

お問い合わせ窓口
和歌山県中小企業団体中央会　情報総務課
TEL：073-431-0852　FAX：073-431-4108

全国先進組合事例

和歌山県

和歌山県医師協同組合

組合のホームページを利用した共同購買事業

所在地 〒640-8137
和歌山市吹上1丁目2-4

電話番号 073-422-2678

FAX番号 073-425-2227

設立 昭和43年8月

出資金 1,668千円

組織形態 同業種同志型組合

地区 和歌山県

主な業種 開業医、医療法人

組合従業員 6人

組合員 838人

URL http://www.wmca.or.jp

組合の運営するホームページを通じて、各メーカーと提携し組合員が必要な買物を常時行えるシステムを提供している。発注商品は組合がまとめて請求及び集金事務を行っている

背景と目的

インターネットの普及が進む中、近隣の同業組合から「一緒にインターネットを通じた共同購買事業を行いませんか」と持ちかけられたのが事業スタートの大きなきっかけであった。今まで組合では共同カタログによって限定的な商品販売を行ってきたが、インターネットを活用することによって、組合員の多様なニーズに応えて、組合のホームページで取扱う商品・サービスの種類を容易に増やす事が可能となった。今後も、さらなる組合員の要求に応え、より使いやすいホームページづくりを目指したい。

事業・活動の内容

インターネットの普及度が上がってくるにつれて、若い組合員などは当然のようにホームページから発注するようになってきている。既存の組合員も、パソコンの普及が進み、利用率は上がってきている。当事業の骨子は、毎月、理事を中心に開催される運営委員会で議論され、より使いやすいシステムに向け、更新を続けている。特に、取扱商品・サービスの多様化については、基本的に制限を設けず「組合員が欲しいモノは何でもそろう」「欲しいモノがあったらまずは組合に訊いてみて」といったスタンスを基本にしている。ホームページの更新内容や利用方法については、月刊情報誌「Salad」によって、毎月、組合員へ発信している。

成果

組合員においては、発注した商品がまとめて請求され、利用明細が作成されることから、経費管理が効率化した。組合としても、インターネットを通じて受注を管理（実際には各メーカーのホームページで受注）するため、事務作業が効率化している。また、組合員に特に喜ばれているのは、クレジット購入の際に、クレジット番号をインターネット上に入力する必要がないことである。これにより安心してインターネットからでも高価な買い物をすることができる。今後も、更に取扱商品・サービスをより充実させていくことで、購買金額の上昇が期待されている。

組合ホームページ

月刊情報誌「Salad」発行

和歌山県

和歌山ニット工業組合

企業体質転換のため技術を活用して開発した製品を展示

所在地 〒640-8045 和歌山市卜半町36

電話番号 073-422-0470

FAX番号 073-422-0682

設立 昭和28年6月

出資金 非出資

組織形態 産地型商工組合

地区 和歌山市ほか4市4町

主な業種 ニット生地、ニット製外衣、シャツ及びニット製下着製造

組合従業員 3人

組合員 88人

URL http://www.knit-net.com/

産地企業の持つ優れた技術を活用し、企画・提案型への体質転換を図り、デザイン性にも優れた製品づくりを行い、このPRのため、組合が独自で東京において展示会を開催

背景と目的

当地ニット産業は、100年の歴史を持つ有力産業で高度な技術力を有しながら、産業構造のグローバル化の進展に伴い、東南アジアからの低価格輸入品が激増、当産地はこの影響により著しい苦境に陥り、廃業者が続出、当組合員も10年前に比べ半減した。従来、取引先からの受注・下請型であったが、ファッション情報などを十分収集し、これを吟味のうえ、デザイン面にも配慮した市場性を持つ製品を開発し、これを取引側にPRするという企画・提案型への転換を図ることとした。

事業・活動の内容

かかるコンセプトのもと、デザイナーの協力を得て試作品作りに取組み、3ヵ月間にニット生地及びこれを使った二次製品合わせて40～50点を開発した。この成果物を関係者にPRするため、展示会を開催することとなった。場所は大きな市場性を持ちながら、現在のところ、産地全体の売上高の30%にすぎない首都圏とし、TEPIAにおいて平成19年3月22・23日の両日開催した。これに参加した組合員は10社で、出展点数は上記新製品に既存製品を加えた約500点、来場者数は約350人であった。なお、これら一連の事業は、県の「企画提案型支援事業」を利用した。補助金が総事業費の半額、本件の場合は250万円交付されている。当組合はいままで他の機関が主催する多くの展示会に出展してきているが、組合独自で展示会を開催するのは初めてであり、信用力のある大阪繊維リソートセンターの協力を得て、会場の確保、設営や招待リスト、案内状の作成・送付が行われた。

成果

①3ヵ月間に約50点の試作品が開発され、これを東京の展示会に出展できたこと、②展示会についても実施決定後3ヵ月余の期間しかなかったにもかかわらず、不馴れな土地で実現でき、来場者数も約350人あったことが出展組合員同士の結束強化、参加しなかった組合員への刺激となっている。

東京・青山で和歌山ニットファブリック展「DELICIOUS KNIT 2008」開催

岡山県 岡山県製麺協同組合

岡山県産テンペを使ったラーメンの開発・販売

所在地 〒700-0971
岡山市野田5丁目11番31号
電話番号 086-241-9335
FAX番号 086-241-9358
設立 昭和25年4月
出資金 2,408千円
組織形態 同業種同志型組合

地区 岡山県
主な業種 麺類の製造加工販売
組合従業員 1人
組合員 31人
URL
http://www.optic.or.jp/okayama-seimen/

組合ブランド復活を賭けて岡山県産テンペを使ったラーメンを開発。「もも鬼くらぶ」を中心に販促活動を展開し、組合コア事業に成長

背景と目的

岡山県工業技術センターを中心にテンペの研究が進められるなかで、県内で開発されていた「テンペ味噌」がラーメンのスープに合うことが判明し、これにヒントを得て、新商品としてテンペを練り込んだ麺の開発に取り組むこととなった。さらに、「テンペあられ」をトッピングするラーメンを考案し、これらを推し進めることとした。なお、「テンペ味噌」は、岡山県味噌醸造協同組合の組合員企業と、「テンペあられ」は、岡山県菓子工業組合の組合員企業と、麺の研究については組合と取引のある製粉業者と、それぞれ連携して商品化に取り組んだ。

事業・活動の内容

平成15年10月より岡山県中央会等の補助金を活用し、パッケージングデザインの研究等を開始した。同年10月より販売を開始し、岡山県青年中央会やマスコミ関係のイベントに数多く出展し積極的にテンペラーメンの普及に努めてきた。17年度には東京で開催された岡山物産展にも出展し、県外でのPR活動も行った。19年度はこれまでの活動を多少方向転換し、商品信頼度強化のため、学校給食にアプローチする。

成果

本年度より、岡山県学校給食会による献立専門委員会に出席し、委員の方々に試食してもらった。また、同給食会の物資専門委員会（栄養士）にも健康食品であることをPRした。岡山県では月に一度、自由献立日が設定されており、これに採用されることが当面の目標である。採用されれば、県下約16万人に供給できるほか、年間契約の足がかりとなる可能性もある。

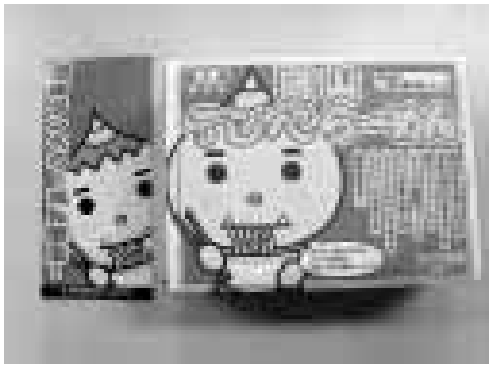
岡山テンペラーメン

イベントでの出店販売

情報連絡員報告

3月分

ＤＩ（ディフュージョンインデックス）値
ＤＩ値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。
ＤＩ値＝増加（好転）割合　－　減少（悪化）割合
ＤＩ値＞０　…　景気上向き
ＤＩ値＝０　…　景気横ばい
ＤＩ値＜０　…　景気下向き

業界景況／前月比

－50／前月比17.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転⇧　不変→　減少・悪化⬇

業種＼項目		売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	⬇	⬇	→	⬇
	繊維同製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	木材木製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	印刷	⬇	⬇	⬇	⬇
	化学ゴム	⇧	⬇	→	⬇
	窯業土石製品	⬇	→	→	⬇
	鉄鋼金属	⬇	→	→	→
	その他	⬇	⬇	⬇	⬇
非製造業	卸売業	→	⬇	→	⬇
	小売業	⬇	⬇	⬇	⬇
	商店街	→	→	→	→
	サービス業	→	⬇	⬇	⬇
	建設業	⬇	⬇	⬇	⬇
	運輸業	⬇	⬇	→	⬇
ＤＩ値		－35.0	－40.0	－32.5	－50.0

（情報連絡員40名のうち回答数40名　回答率100％）

総　評

前年同月比における「業界景況」判断指数（ＤＩ値：景気動向指数）は、マイナス50ポイントであり、同2月調査と比べて17．5ポイント改善した。

同2月調査と比べ、「売上高」は不変、「収益状況」は20ポイント改善、「資金繰り」は12．5ポイント改善した。

3月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は18名、「悪化」との回答は21名で、「好転」との回答は1名であった。

年間DI値（前年同月比）の推移

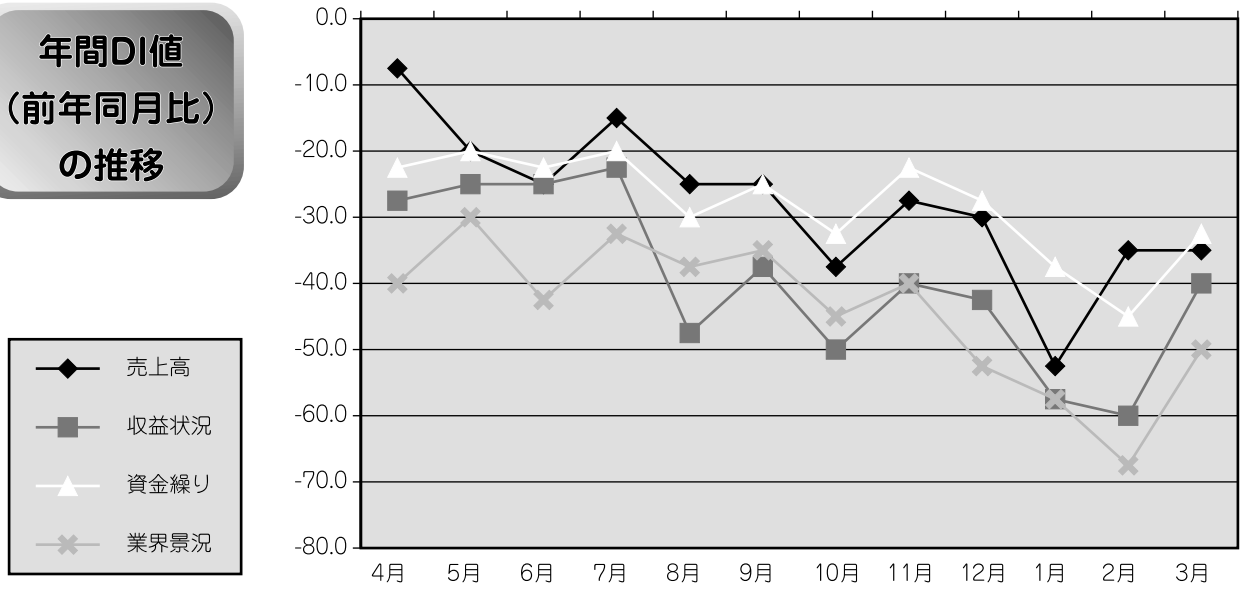

製造業

食料品	低級品の原材料の不足の状況に加え、現在A級品が動いていない状況。中国梅干の不振、新物の作況指数の予想が低い事を受けて農家が出し惜しみしている模様。（梅干）
繊維・同製品	原材料高と円高での輸入増に押されて、業況はさえない。（ニット）
	売上高不変としているが、全体で微増。中国製品の入荷が少ないか。（手袋）
木材・木製品	建築確認手続きの遅れの影響か年度末に入っても依然として受注数は伸びない。稼働時間を短縮する企業や人員削減する企業も見られる。（建具）
化学ゴム	先月及び昨年同期に比べ、生産量・出荷額共に増加しているが、原料価格の値上がりは依然として続き、収益の悪化傾向は大きい。原油価格の傾向でも理解できるように、今後とも主原料価格は上がるだろう。又、円高の傾向も業界を一段と苦しい状況に追い込むのではないか？（化成品）
窯業・土石製品	現状変わらず出荷数量減少。（生コン）
鉄鋼・金属	原材料である鉄スクラップの連続的な高騰、鋳物用銑鉄の4月からの高騰等その対応に迫られている。（鋳物）
	中国の大増産懸念。（住金）
その他の製造業	売上伸びず。（家庭用品）

非製造業

卸売業	平成19年度も最終月を終えました。売上額は対前年より増額しているが、収益の方はリンクしていない。売上の増は原材料の高騰による原因も含まれている。年初は厳しいと予測していたが、内容は別としてまずまずで終了した。（電設資材）
小売業	卒業、入学、就職と例年なら商繁期の3月ですが、今年は活気とは程遠く、不況、経営者の高齢化、後継者難は如何とも致し難い状況です。今後も閉店、廃業が増えると予想されます。（時計）
	和歌山市では市の組織改正があり、まちづくり局というのが再編された。国より認定された中心市街地活性化基本計画に基づいて、まちづくり交付金などを活用して施策を行うとの事。お城は花見客で盛宴であるが、シャッター通りは相変わらず閑散としている。（和歌山市）
	今月も相変わらずの状況で、春の業況に明るい変化があればとの思いで一杯です。（田辺市）
商店街	組合員店主の高齢と後継者不足による廃業が進んでいる。（七曲）
サービス業	アメリカ発の経済危機に巻き添えを食らっている日本経済は、今までより更に悪影響が予想されます。国内の政治家・官僚の無策を考えれば、この先地方財政は悪化（マイナス材料）ばかりです。業界は赤信号のままスタグフレーションから抜ける事が出来ない。（旅館）
	対前年同月比で、宿泊人員（100%）、総売上料金（105.2%）、1人当たり消費単価（105.2%）、総宿泊料金（106.5%）、1人当たり宿泊単価（113.6%）。1～3月の宿泊人員で見ると、19年は280,496人、20年は278,147人で2,349人の減（−0.8%）である。宿泊人員は対前年同月比100%に対し、宿泊単価は113.6%、昨年11月より5ヶ月連続で前年同月を上回った。過去10年間では2003年7～12月の6ヶ月連続の実績以来であった。要因としては新食材クエ効果とも考えられる。単価が上昇した施設数は26施設中15施設である。（白浜旅館）
	3月は決算時期の企業が多く、新車販売等に活気があった。道路特定財源問題で自動車重量税や取得税の取り扱いが微妙であり、混乱が予想されます。（田辺自動車）
建設業	年度末で廃業による脱退17件。（電気工事）
	材料が4月より30%上がる。国内需要減であるが、大手鉄鋼メーカーは強気である。組合員は後継者も無く、自分も高齢化で廃業2社、又、その予備軍も4～5社。訓練校も生徒が無く、休校になる。仕事が少なく、設備資金の必要な事業所が少ない。（板金）
運輸業	日用雑貨の輸送が減少、鉄鋼関係もやや減と輸送数量は減少気味である。中国輸入も減少（野菜類が主）。燃料価格は最高値である。ただ4月より暫定税率が無くなるので、リットル17.1円であるが、我々購入価格はリットル14円程度安くなると思っている。但し1ヶ月だけ？国土交通省が3月下旬に行政通達による燃料サーチャージ制度導入があり、今後は少し明るくなるのではないか。（和歌山市）

充実した中央会共済制度のご案内

― 堂々のラインナップ！ ―

共済制度実施団体●和歌山県中小企業団体中央会 ／ 加入資格●中央会の会員に属する法人･事業主

オーナーズプラン　事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン　事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金保険）　従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。
（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン　個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社　和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1−11　大岩ビル　　TEL:073（432）3360　FAX:073（431）5232

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火　災　共　済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済　①火災　②落雷　③破裂･爆発　④風災･雪災
総合火災共済　上記①～④及び　⑤物体の落下･衝突　⑥騒じょう･労働争議　⑦水ぬれ　⑧盗難　⑨水災　} 担保されます

自動車事故費用共済　もしものとき…お手軽な掛金でもうひとつの安心を！

補償内容（共済金額300万円契約の場合）

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

	負傷者が契約者側の場合	負傷者が相手側の場合
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき（1事故につき）	**300万円**	共済契約者の経済的負担を補うため **合計300万円 までの実費を支給** 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金（一時金として支給）**30万円**
後遺障害共済金 （障害級別による）	**12～300万円**	**12～300万円** **算定された額を限度として実費を支給**
入通院共済金 365日分 または300万円限度	（1人あたり） 入院日額 **4,500円** 通院日額 **2,250円** 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により、 **合計300万円 までの実費を支給** 契約者側にも過失のある場合 入通院臨時費用共済金（一時金として支給） （3日以上の通院または入院で、1事故につき）**3万円**

特　約

対物担保特約（1事故につき）	**30,000円**	他人の財物を破損･汚損･滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき（1共済期間内に1回）

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。（特約を除く）

車種別共済掛金

車種 ＼ 共済金額	300万円
	年　払
自家用乗用自動車	10,000円
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用普通貨物自動車（2t超）	17,500円
自家用普通貨物自動車（2t以下）	14,500円
自家用小型貨物自動車	10,000円
自家用軽貨物自動車	5,500円

（対物担保特約掛金は含んでいます。）

ご契約いただけない車

1. 登録番号9及び90から99の特殊車輌
2. 営業用車輌（タクシー･運送会社の貨物車）
3. ダンプカー･ブルドーザー等

問 合 先● 和歌山市西汀丁26番地　TEL（073）431−3288（代）

組合代表者の皆さまへ

FUJI FIRE & MARINE

富士火災の
和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険
経営安心部長

①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！（売上高方式の場合）
③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
⑥特約により地震などの天災を補償！
⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険
入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長

①お仕事中のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限ります。
④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医　療　保　険
医療費用担保特約付帯

新 建保

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
①健保の3割自己負担分をお支払いします！
②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
③入退院時の交通費をお支払いします！
④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社
〈本　社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）
HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp

0120-228-385 もしもしコール
0120-220-557 事故受付相談サービス

中央会わかやま
5
2008.5
No.523
第523号　昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成20年5月10日発行（毎月10日）　定価五〇円

リフレッシュエリアみやまの里・藤棚ロード（日高川町）

和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566　和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階
TEL　073−431−0852
FAX　073−431−4108
URL　http://www.chuokai-wakayama.or.jp/
E-mail　info@chuokai-wakayama.or.jp

PRINTED WITH SOY INK
この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。